

## 森林・林業基本計画骨子案

| 項目   | 内容   |
|--|--|
| <p><b>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</b></p> <p><b>1 森林・林業・木材産業をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向</b></p> <p>(1) 前基本計画策定後の推移等を踏まえた取組の推進</p> <p>① 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標関係</p> <p>② 林産物の供給及び利用に関する目標関係</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林面積・蓄積・成長量は概ね目標どおりの水準で推移。</li> <li>・育成複層林は、平成17年から平成27年にかけて90万haから120万haに拡大する目標に対し、その中間年である平成22年時点では99万ha。目標に対する進展のペースはやや遅れているものの、多様な森林の整備に向けた取組が徐々に浸透。また、京都議定書の目標達成に向けた間伐等の森林整備も進展。しかし、次のような課題が存在。             <ul style="list-style-type: none"> <li>-森林資源の成熟化に伴い無秩序な伐採が懸念されるとともに、里山林の放置による植生の遷移や竹の繁茂、森林病虫害・野生鳥獣被害など森林における生物多様性への影響も懸念。</li> <li>-適切な森林整備に不可欠な丈夫で簡易な路網の普及に取り組んだものの、整備水準は未だ低位。路網のイメージや具備すべき要件に関する認識にばらつき。</li> <li>-多くの林業事業体は小規模零細で機械化に遅れ。高性能林業機械による素材生産の割合は4割弱、生産性も低位。</li> <li>-林業産出額・林業所得は減少傾向で推移。小規模な森林所有者を中心として施業・経営意欲は低迷し、林業就業者の雇用・就業環境も低位な水準。</li> <li>-効率的な森林整備・木材生産に必要な施業の集約化について、森林施業プランナーの育成や森林整備地域活動支援交付金などにより、先進的な取組もみられるところ。しかし、一般的な取組までには至っていない状況。</li> <li>-専門的かつ高度な知識・技術を有する技術者・技能者等の育成・配置が不十分。</li> </ul> </li> <li>・木材の需要量は、平成16年から平成27年にかけて91百万m<sup>3</sup>の水準で推移することを見込んだものの、前基本計画の策定以降、減少傾向で推移し、平成21年は64百万m<sup>3</sup>。</li> <li>・このような中、木材(国産材)の利用量は増加傾向で推移し、平成20年には1900万m<sup>3</sup>。景気の急速な悪化の影響を受けた平成21年は1800万m<sup>3</sup>に減少。総需要量に占める国産材の割合は、平成16年の19%から平成21年の28%に上昇。</li> <li>・用途別の利用量は次の通り。             <ul style="list-style-type: none"> <li>-製材用材は、1100万m<sup>3</sup>から1400万m<sup>3</sup>への増加を見込み、平成19年まで増加したものの、平成20年以降は減少。平成21年は1000万m<sup>3</sup>。</li> <li>-パルプ・チップ用材は、400万m<sup>3</sup>から500万m<sup>3</sup>への増加を見込み、着実に増加。平成21年には500万m<sup>3</sup>を達成。</li> <li>-合板用材は、100万m<sup>3</sup>から300万m<sup>3</sup>への増加を見込み、着実に増加。中間年である平成21年は、200万m<sup>3</sup>の水準。</li> </ul> </li> </ul> |

## (2) 森林・林業再生プランの推進

- ・このように木材(国産材)の供給量・利用量は、前基本計画の目標に近づきつつあるものの、次の課題が存在。
  - 原木の供給が小規模・分散的で多段階を経る構造にあり、木材利用量の増加に対し原木の供給が追いついていない。
  - 国産材を扱う一定規模以上の工場数が平成15年度の231工場から平成19年度には270工場に増加するなど、製材・加工の大規模化については一定の進展をみたものの、中小製材工場等の連携体制の構築が必要。
  - 集成材や乾燥材など品質・性能の確かな国産材製品の供給量は増加しているものの、建築用製材品に占める人工乾燥材の割合は3割未満であるなど、依然として低位。
  - 公共建築物等への木材利用については、戦後、国・地方公共団体が率先して建築物の非木造化を推進してきたこと等により、木造率は7.5%と低位な水準。
  - 平成16年の360万 $m^3$ から平成21年には440万 $m^3$ となるなど国産のチップ用原木の供給量は増加しているものの、パルプ・チップ用材の自給率は、平成21年で2割弱と依然として低位。
  - 収集や運搬コストの問題から間伐材の7割が未利用。一年間に発生する林地残材は約2000万 $m^3$ と推計。
- ・これらの諸課題に関連については、次に述べる「森林・林業の再生に向けた改革の姿」においても指摘。「改革の姿」で提言された見直しを着実に実施していくことにより、解決を図っていく。
- ・森林・林業再生プランの実現に向けた検討の最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、戦後造成された1,000万haに及ぶ人工林を中心に年間約8000万 $m^3$ ずつ蓄積が増加する中、木材生産と公益的機能の発揮を両立させる森林経営の確立を通じ、10年後には国産材自給率50%以上を目指すことを位置づけ。
- ・「改革の姿」において、これまでの森林・林業施策について、森林の造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策や実行体制を確立しないまま、間伐等の森林整備に対し広く支援してきたため、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れによる林業採算性の低下や需要者のニーズに応えられない脆弱な木材供給体制、さらには森林所有者の林業に対する関心の低下という悪循環に陥っていると指摘。
- ・資源の利用期に適合した新たな森林・林業政策として、以下の抜本的な見直しを提言。
  - ①森林計画制度の見直し
  - ②適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
  - ③低コスト化に向けた路網整備等の加速化
  - ④担い手となる林業事業者の育成
  - ⑤国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
  - ⑥フォレスター等の人材の育成
- ・本提言に基づき、森林計画制度等に係る森林法の改正、森林管理・環境保全直接支払制度の導入、林業専用道・森林作業道等の規程の策定、准フォレスター等の人材の育成など、新たな取組が順次進展。
- ・本基本計画において、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を具現化する政策をパッケージとして提示し、森林の多面的機能の発揮、山村地域を中心とした雇用の創出、低炭素社会の実現に向けた取組を着実に推進。
- ・また、高いレベルでの経済連携の推進と森林・林業の再生とを両立させるため、核となる効率的な生産・加工・流通基盤の早期確立に向けた取組を加速化するなど、国内の林業・木材産業が輸入材等に対抗し得る競争力を備えるよう適切に対応。

(3) 地球温暖化対策、生物多様性の保全への対応

- ・地球温暖化が進行する中、国際約束である京都議定書に基づく目標の達成はもとより、地球環境への負荷の少ない低炭素社会の実現に貢献するため、森林の適切な整備・保全を通じて森林吸収量の確保を図るとともに、木材や木質バイオマスの利用拡大による排出削減の取組を推進することが必要。また、地球温暖化に対する適応策を推進していくことも必要。
- ・我が国の国土の約7割を占める森林は多種・多様な生物の生息・生育地であり、我が国の生態系ネットワークの根幹。平成22年3月には、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略が策定されるとともに、同年10月には生物多様性条約の第10回締約国会議が我が国で開催。
- ・森林における生物多様性の保全について、モニタリングプロセスの基準・指標、平成21年7月の「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」等に盛り込まれた考え方を踏まえ、森林における生物多様性の保全の方針や森林の取扱いについて明確化することが必要。
- ・長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化など、生物多様性の保全を具現化する多様な森林づくりを推進。

(4) 国内外の木材需給を踏まえた対応

- ・我が国の木材需要は減少傾向で推移。今後、我が国の人口の減少が見込まれる中、人工林を中心に増加する森林資源を有効に活用していくためには、木材需要の拡大の取組が不可欠。
- ・国内市場については、国産材需要の過半を占める住宅を中心とした建築用材の需要拡大に加え、木造率が低位な公共建築物の木造化の促進、未利用間伐材をはじめとする木質バイオマスの利用拡大等が必要。
- ・世界の森林面積がアフリカや南米を中心に年間500万ha以上減少する中、木材需要は長期的に増加傾向で推移。中国では経済成長に伴い木材の消費が増加傾向で推移しており、特に近年はロシアでの丸太の輸出税引上げの影響により、製材の輸入が増加。我が国から中国に向けて付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図る好機であり、輸出先国の市場を重視した製品開発などのマーケティング活動を官民連携で進めていくことが必要。

(5) 我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興

- ・平成20年秋以降、世界的に景気が低迷する中、経済の回復と新たな雇用の創出が喫緊の課題。
- ・平成22年6月の「新成長戦略」では、内需拡大と成長力を支える雇用の確保の重要性や、農山漁村に広く賦存するバイオマス等の地域資源の利活用により農林水産分野の成長産業化を図ることが指摘。
- ・我が国の国土の7割、森林面積の6割を占める山村地域については、森林の適切な整備・保全を確保していく上で重要な役割を有しているにも関わらず、過疎化・高齢化が進行し、活力が低下。
- ・林業は、森林から木材等の林産物を生産する産業であるとともに、その生産活動を通じ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の創出に大きな役割。我が国経済の回復と山村の振興という観点に立ち、林業の成長産業・輸出産業への転換に向けた取組等を推進。
- ・山村をはじめとする集落の周辺に位置する里山林は、薪炭材の生産など人々の日常的な利用を通じてシイ・カシ・ナラなどの広葉樹を主体とする森林が維持されてきたが、薪炭材の利用が途切れた結果、その多くが放置。しかし、再生可能エネルギーの重要性の高まりや、世界的な木材需給が変化する中、これらの里山林は、チップ原料やエネルギー利用など木質バイオマスの供給源としてその価値が見直されつつあり、山村固有の資源としての有効活用と継続的な管理を通じて、山村の活性化につなげていく必要。
- ・山村の活性化を図る上で、環境、教育、健康など森林・山村の新たな価値を見出し、都市と山村の交流等の取組を通じて山村地域の雇用・所得機会の拡大につなげていくことも必要。

(6) 震災からの復興に向けた取組(P)

- ・平成23年3月11日、東日本大震災が発生。5万5千戸の建築物が全半壊。飛砂、風害、潮害の防備等地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしてきた海岸部に所在する保安林等に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生。また、山腹崩壊・地すべり・山火事等の発生、林道施設や木材加工施設の損壊など甚大な被害。
- ・仮設住宅や木材等の復旧資材の供給など当面の被災者の生活再建に向けた取組が必要。
- ・海岸部の保安林として期待すべき重要な機能の十全な発揮に向け、保安林の再生に万全を期すとともに、山腹崩壊等への治山事業の実施、林道施設や山火事跡地の復旧等を進める必要。また、本格的な復興に向け、森林・林業の再生を図ることとし、施業集約化・路網整備・機械化の加速化と拠点となる木材加工施設の再建による地域の復興に必要な木材等の安定供給、地域材を活用した木造住宅の建設促進及び木質バイオマス資源の活用を通じ、環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献。
- ・これらの取組を確実なものとし、復興につなげていくためには、国有林野事業が、その組織・技術力・資源を活用し、森林・林業の再生に向けた取組を推進することが不可欠。
- ・これらの取組全体を通じて、被災住民等の雇用機会を増大。

## 2 政策改革の視点

(1) 効果的・効率的で分かりやすい施策の展開

- ・新たな政策改革に当たっては、過去のしがらみや前例にとらわれず、真に効果のある施策を重点的に講じていくことが必要。このため、複雑な政策体系を見直し、国民に対して分かりやすいものに改善することが必要。
- ・森林計画制度に基づく森林計画の記載事項の簡素化、森林管理・環境保全直接支払制度の導入による補助区分の統合、各種補助事業計画の一元化など施策の簡素化を推進。

(2) 政策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開

- ・限られた予算を有効に活用していくためには、官と民、国と地方の役割を明確にしつつ、政策対象者の創意工夫を引き出す施策を講じる必要。
- ・国として最小限必要な条件整備を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者の創意工夫を発揮することを促す施策への転換。

(3) 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

- ・森林の有する多面的機能の発揮に向けては、森林の適正な整備・保全や林業・木材産業の健全な発展が前提。
- ・これは関係者のみでなしとげられるものではなく、森林を社会全体で支えていこうという機運を醸成し、国民の幅広い理解と具体的行動を得ていくことが必要。
- ・各種メディアやIT等を活用し、森林の多面的機能や林業・木材産業の役割、国産材利用の意義についての認識を国民全体で共有する取組を強化。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに  
林産物の供給及び利用に関する目標

1 目標設定に当たっての基本的考え方

- ・森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割。

2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(1) 目標の意義

- ・すべての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、様々な面で国民生活の維持・向上に寄与。個々の森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて期待する機能の調整を行いつつ、適切な森林の整備及び保全を進めることが必要。
- ・このため、本基本計画では、森林の機能とその望ましい姿や誘導の考え方を踏まえた森林の状態等の目標を明らかにすることにより、森林・林業関係者はもとより地域住民等の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備・保全の推進の指針とするもの。

(2) 目標の定め方

- ・森林の機能とその望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた森林の誘導の考え方を「育成単層林」「育成複層林」「天然生林」ごとに明示。
- ・森林の適正な整備及び保全の実施により、必要な森林の面積・蓄積・成長量が十分に確保され、かつ、安定的に推移する状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程としての5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として提示。

(3) 森林の機能と姿

- ・学術会議答申等に基づき森林の機能を整理し、機能に応じた望ましい森林の姿を記述。
- ・地域の合意の下に、発揮を期待する森林の機能を明確化。この際、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能。

(4) 森林の誘導の考え方

- ・生物多様性保全の観点から様々な遷移段階・タイプの森林をバランス良く配置。
- ・「育成単層林」「育成複層林」「天然生林」ごとに、望ましい森林の姿への誘導の基本的な考え方を記述。
- ・指向する森林の状態及び路網・作業システム検討委員会の傾斜区分別の目安を踏まえた望ましい路網整備の考え方を記述。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- ・5年後(平成27年)、10年後(平成32年)及び20年後(平成42年)における
  - ①育成単層林・育成複層林・天然生林面積
  - ②総蓄積、ha当たり蓄積
  - ③総成長量、ha当たり成長量を提示。
- ・集約化の推進や路網整備の加速化に伴い森林整備が進展することにより、指向する森林の状態に向けた育成単層林・天然生林から育成複層林への移行ペースが加速化。
- ・参考として、育成単層林と天然生林について、育成複層林への誘導の内訳を記載。

### 3 林産物の供給及び利用に関する目標

#### (1) 目標の意義

- ・森林の多面的機能の発揮のための望ましい森林整備を通じて供給される木材について、需要が確保され適切に利用されることは、森林施業のサイクルの円滑な循環と林業の発展につながるもの。
- ・このため、本基本計画では、木材の供給量や利用量の目標を明らかにすることにより、林業・木材産業等の関係者が行う木材の生産・加工・流通等の事業活動や、需要者の木材利用の指針とするもの。

#### (2) 目標の定め方

- ・適正な森林の整備・保全が実施された場合に供給される木材の供給量、今後の需要動向を見通した用途別の木材の利用量について、5年後、10年後の数量を目標として提示。

#### (3) 林産物の供給及び利用に関する目標

- ・5年後(平成27年)、10年後(平成32年)における
  - ①木材の供給量
  - ②用途別の利用量 を提示。
- ・森林整備の進展により、木材供給量が増加。公共建築物の木造化や木質バイオマスの利用等により、国産材の利用量が増加。木材自給率50%を見込む。

### 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

##### (1) 面的な管理による持続的な森林経営の確立

###### ①実効性の高い森林計画制度の普及・定着

- ・国・都道府県・市町村・森林所有者の役割を明確化。地域が主導的役割を発揮できる現場で使いやすい制度の確立。
- ・市町村森林整備計画については、国及び都道府県が例示する森林の機能や望ましい姿等を参考として、発揮を期待する森林の機能とその施業方法を市町村が主体的かつ柔軟に決定する仕組みへ転換。森林・林業関係者をはじめ国民の理解と協力を得る観点から、これらの森林の機能・施業方法や路網計画等を図示化。
- ・森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験を基礎とし、長期的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を描き、森林所有者等を的確に指導できる人材を育成し、フォレスターとして認定。フォレスターが市町村森林整備計画の策定など市町村行政を支援する仕組みを創設。
- ・森林所有者等が施業を選択する際の目安となるよう施業方法の提示や効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成等を推進。
- ・面的まとまりのある森林を確保し、効率的な森林施業や森林の適切な保護を実現していくため、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、森林経営の長期の方針を定め、路網や集約化についても記載する計画を策定する森林経営計画制度の定着。
- ・森林経営計画の作成者を対象とする森林管理・環境保全直接支払制度等により、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設、施業の集約化を支援。

###### ②適切な森林施業の確保

- ・国・都道府県・市町村の各段階において伐採や更新に関する規範など森林の取扱いを明確化するとともに、伐採や更新と公益的機能の関係等に関する科学的分析等の研究と情報提供を推進。
- ・無届で伐採を行った者に対する中止命令や造林命令など伐採及び伐採後の造林の届出制度、行政の裁定による施業の代行など要間伐森林制度等を適切に運用。
- ・市町村森林整備計画の規範に適合しない伐採行為により産出された木材が違法伐採木材として市場で淘汰されるよう伐採地や合法性証明を製品に表示する仕組みの導入。

###### ③路網整備の推進

- ・森林施業等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道・林業専用道、主として林業用の機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を加速化。
- ・指向する森林の状態ごとの路網整備の考え方や、傾斜区分別の作業システムに応じた路網整備水準を明確化。
- ・林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針の活用等により、丈夫で簡易な路網の整備に必要な技術の普及・定着。

###### ④森林関連情報の収集・提供の推進

- ・持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源のモニタリングを引き続き実施。
- ・我が国森林の現況や動態の把握、最新データの公表・活用。
- ・森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上、都道府県と市町村等との間で共有化。
- ・森林所有者情報について、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適切な運用を図るとともに、登記簿、地籍調査、国土利用計画法に基づく土地売買届出等の森林所有者等に関する情報を関係する行政機関の間や地方公共団体内部で共有。
- ・意欲と能力を有する者に対する森林簿等の情報の開示。

## (2) 多様で健全な森林への誘導

### ①多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

- ・複層林への移行や長伐期化など、様々なタイプの森林や様々な遷移段階の森林がモザイク状に配置されている状態へ誘導する施策を推進。
- ・森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方を踏まえ、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を推進。
- ・原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育地、溪畔林等水辺の森林の保全・管理を推進するとともに、これらの連続性を確保。点在する小規模な森林生態系(ホットスポット)の保全・管理を推進。

### ②多様な森林整備に資する優良種苗の確保

- ・森林資源の循環的な利用に必要な造林を効率的かつ確実に実施していくため、大苗・コンテナ苗の活用や疎植をすすめるとともに、成長データの収集・蓄積等により、更なる普及に向けた技術を確立。
- ・林木遺伝資源の収集・保存、ニーズに応じた林木の新品種の開発、成長等の優れた第二世代精英樹等の優良種苗の原種の配付など優良種苗の確保に取り組むとともに、優良種苗の安定的な供給体制等の整備を推進。
- ・森林における生物多様性の保全にも配慮した広葉樹の種苗の適切な流通の確保に向けて検討。

### ③公的な関与による森林整備の促進

- ・急傾斜地、高標高地など立地条件が悪く自助努力等によっては適切な整備が図られない森林等について、公益的機能の発揮を確保するため、将来的な整備の負担を大幅に軽減する視点から針広混交林化・広葉樹林化等の多様な整備を推進。
- ・水源林造成事業について、針広混交林の造成等に転換するため、新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業であって、かつ主伐面積についても縮小・分散化する方式に限定。また、既契約分についても長伐期施業等に見直し。
- ・森林整備法人等が行う森林整備を推進。特に、これまで造成されてきた森林について、多様な林相への転換を含め適正な整備を促進しつつ、将来の森林整備のあり方や経営対策について検討。
- ・森林所有者等の責に帰し得ない原因により荒廃し、機能が低下した保安林の整備を推進。
- ・公益的機能の発揮を図るための適正な整備を特に必要とする森林について公有林化を推進。

### ④花粉発生源対策の推進

- ・ヒノキ雄花観測技術の開発及び花粉飛散量予測への活用。
- ・花粉症対策苗木生産量の増大に向けた供給体制の整備等の推進。
- ・花粉症対策苗木の植栽や針広混交林や広葉樹林への誘導等、花粉の少ない森林への転換の促進。

## (3) 地球温暖化防止策及び適応策の推進

- ・健全な森林の整備と合わせて保安林等の適切な管理・保全による森林吸収量の確保、木材及び木質バイオマスの利用促進による排出削減の取組等を総合的に推進するとともに、適応策を推進。
- ・企業の森林づくり等の民間資金を活用した森林づくり等を推進。
- ・国産材の環境貢献度を評価・表示する「見える化」の推進。
- ・森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討等に積極的に参画。

(4) 国土の保全等の推進

①保安林の適切な指定・管理の推進

- ・社会的要請（山地災害の発生の危険性、濁水の状態等の地域的なニーズ）や保安林の配備状況を踏まえた、保安林の計画的な指定。
- ・伐採や造林等の実行箇所に対する巡視・指導等を一層徹底。
- ・衛星デジタル画像に関する新技術の動向を踏まえつつ、保安林の監視方法を検討。
- ・保安林制度等の違反行為の事例分析等の情報提供などを通じ、違反行為が発生した際に都道府県が適時適切に監督処分を行うよう指導。違反行為に対する措置の拡充。
- ・保安林以外の民有林について、1 haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保。

②国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

- ・地球温暖化等により懸念される集中豪雨の増加等に伴う山地災害等の復旧・防止のため、地域の実情等を踏まえつつ、国として流域保全の観点から、迅速かつ機動的な治山対策による災害に強い森林の保全・再生を効果的・効率的に推進。
- ・山地災害の発生の危険性が高い地区の把握精度の向上のための調査手法の見直しに向けた取組や深層崩壊等大規模な山地災害が発生するおそれのある地域の特定に向けた取組を推進。
- ・流木を伴う山地災害の動態を踏まえた流木災害対策や民有林と国有林による一体的な治山対策等関係機関との連携施策の推進。
- ・国土保全上重要な水源地域等において自然災害など森林所有者等の責に帰し得ない原因により荒廃し機能が低下した保安林の重点的な整備を実施し、公益的機能の発揮によりセーフティネットを確保。
- ・ソフト・ハード対策の連携や生物多様性の保全にも資する対策など効果的な治山事業の実施に資する取組みを推進。
- ・既存施設の有効活用等コスト削減対策による効率的な治山対策を推進。
- ・東日本大震災により被災した海岸部に所在する保安林については、保安林として期待すべき重要な機能の十全な発揮に向け、当該地域の保安林の再生に万全を期す必要。また、今回の震災により発生した山腹崩壊、地すべり等に対しても、治山施設の設置等により早期復旧を図る必要。

③松くい虫等の病虫害防除対策等の総合的、効率的実施

- ・保全すべき松林における松くい虫被害の終息に向けて、駆除措置・予防措置・樹種転換等の対策を適宜適切に組み合わせた総合的かつ的確な防除を実施。
- ・松くい虫被害の多い東北地方等に適した抵抗性品種やより強い抵抗性を有する品種の開発及び抵抗性マツ種苗の供給等を推進。
- ・ナラ枯れについては、被害の拡大を抑えるため、新たな防除技術の開発・導入を図るとともに、被害対策の体制づくり、被害の状況等に応じた駆除措置・予防措置、被害を受けにくい森林づくり等を総合的かつ的確に実施。
- ・林野火災予防のため、特に防火意識を高める啓発活動等を引き続き実施。

④野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

- ・シカなどの野生鳥獣による森林被害については、造林と一体的な被害防止施設の整備を行うとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による鳥獣被害防止計画に基づく対策等と連携して、森林被害対策を推進。
- ・野生鳥獣の生活環境に資する針広混交林化・広葉樹林化を推進するなど、地域の実情に応じて、野生動植物の生息・生育環境にも配慮した多様で健全な森林の整備等を推進。
- ・野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向けて、ワナの設置等によるシカの個体数調整の推進等、国有林と地域住民、NPO等が連携した総合的な取組を推進。

|  |  |
|--|--|
| <p>(5) 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を見直し、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官連携の強化を図りつつ、森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発、林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発、地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究、林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究等、森林・林業の再生や発展の基礎となる研究・技術の開発を効率的かつ効果的に推進。</li> <li>・林業普及指導事業等を通じた森林所有者等への指導、市町村行政への支援、技術を有する者の養成等により、技術の普及を推進。</li> </ul>   |
| <p>(6) 森林を支える山村の振興</p> <p>①里山林など山村固有の資源の活用</p> <p>②都市と山村の交流と山村への定住の促進</p> <p>③地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー、環境、教育、健康といった森林・山村のサービス提供機能に着目し、山村固有の資源として維持管理や利用を推進</li> <li>・身近な里山林に侵入している竹の除去を含めた資源の継続的維持管理や山村同士、都市と山村の連携を図るネットワーク化を推進</li> <li>・企業のCSRの一環としての森林の保全整備や森林セラピー、森林環境教育といった都市側の高まりつつあるニーズと地域毎に異なる山村の資源のマッチングを推進し、交流を円滑化</li> <li>・定住を促進するために、生活環境施設を整備</li> </ul> <p>定住のためには経済的収入が不可欠であり、林業だけでなく山村資源を活用した就業機会の確保が必要であることから、以下の取組みを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きのこ原木等の安定的な確保に資する原木林の改良など生産基盤の強化</li> <li>・生産性の効率化や特用林産物の新規用途創出など6次産業化を含めた生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化や高度化の推進</li> <li>・トレーサビリティの円滑な導入に資する取組や適切な品質表示など特用林産物に対する消費者の安全と信頼の確保</li> <li>・特用林産物の輸出促進、消費者への情報発信等需要拡大の推進と安定供給の確保</li> <li>・木質バイオマスの利用、クレジット化</li> <li>・地域住民による自主的な起業</li> </ul> |
| <p>(7) 社会的コスト負担</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林による様々な恩恵は、広く国民が享受しており、森林の機能維持に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要。</li> <li>・森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コスト負担について、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用等への利用料金の徴収、森林整備等のための募金、ボランティア活動、木材や木質バイオマスエネルギーの利用による対応など様々な手法が存在。地球温暖化対策に対する期待に応えつつ森林・林業の再生を図っていくため、当面、効率的な生産・加工・流通基盤の早期確立に向けて、国民の理解を得つつ、どのような手法を組み合わせるかを負担すべきか早急に整理することが必要。</li> <li>・このため、引き続き森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保等を検討。</li> </ul>  |

(8) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

①多様な主体による森林づくり活動の促進

- ・多様な主体による森林づくり活動を促進するため、企業、NPO、森林所有者、地元関係者等を結びつける中間支援組織のネットワーク活動等の強化。
- ・「緑の募金」や企業からの拠出、企業など民間資金を活用した森林づくり等を推進するとともに、全国植樹祭等の緑化行事等による国民への普及啓発活動の促進。
- ・国有林野における活動フィールドの提供等。

②森林環境教育等の充実

- ・国民にとって身近な自然環境である里山林をフィールドとした体験活動等を推進。
- ・関係府省と連携した青少年等の体験活動の場の提供、体験活動の指導者の育成、材料としての木の良さやその利用の意義を学ぶ木育活動等を推進。
- ・国有林においては、森林・林業体験活動へのフィールドの提供、情報提供・技術指導等を推進。
- ・森林の有する多面的機能や森林資源を適切に整備しながら循環的に木材を利用していくことの重要性等を広くPR。

(9) 国際的な協調及び貢献

①国際協力の推進

- ・国連やG8サミット(主要国首脳会議)等における政策対話に積極的に参画・貢献。
- ・我が国の有する知見・人材等の活用による開発途上地域の森林の整備及び保全等に関する二国間・地域間・多国間等の多様な枠組みでの国際協力や、民間等を通じた協力への支援。

②違法伐採対策の推進

- ・違法伐採及び関連する貿易に関する対話への参画。
- ・途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等の推進。
- ・消費者の選択を促すため、合法性に加え、伐採地・樹種等の情報を製品に表示することなどによるトレーサビリティを確保。
- ・合法木材の普及拡大、信頼性向上の取組の強化。

## 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

### (1) 望ましい林業構造の確立

#### ①効率的かつ安定的な林業経営の育成

- ・森林所有者・森林組合・民間事業者による森林経営計画の作成の定着を図り、意欲と能力を有する者による長期の施業受委託を推進するとともに、将来に向けては経営の受託へ転換。
- ・森林経営計画に基づき素材生産や造林・保育を効率的に実施し得る林業事業者の育成。
- ・流域や市町村を単位とした将来の事業量の明確化。
- ・施業集約化に向けた計画づくりと計画に従った事業実行のそれぞれ段階での森林組合と民間事業者のイコールフットディングの確保。
- ・施業の長期の受委託等を行う者に対する提供可能な森林情報やその入手方法の周知。
- ・林業事業者を登録・評価する仕組みの導入。
- ・先行的な取組の成果の他地域への普及。
- ・林業経営基盤の強化等のため、金融・税法上の措置等を講じる。

#### ②施業集約化等の推進

- ・施業集約化等の推進のため、施業集約化・合意形成・森林経営計画作成を最優先の業務として位置づけた森林組合系統運動方針の実効性を確保するとともに、森林組合が施業集約化等に最優先で取り組んでいることをチェックする仕組み・ルールを検討・導入。
- ・森林施業プランナーの増員・能力向上、認定制度の導入。
- ・集約化施業の取組に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者との合意形成等の諸活動に対する支援を実施。
- ・関係省との連携による境界の明確化を促進、所有者不明の場合の手続の改善。
- ・民有林と国有林が一体となった森林共同施業団地の設定を推進。
- ・国有林が事業の発注や事業者の人材育成のためのフィールド提供等を通じて林業事業者の育成に貢献。

#### ③低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着等

- ・効率的な素材生産を実現するため、導入する作業システムに応じた適切な路網の整備、リースやレンタルの活用による高性能林業機械の導入、これらの組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの普及・定着。
- ・造林・保育の低コスト化を図るため、大苗・コンテナ苗の活用や疎植をすすめるとともに、成長データの収集・蓄積等により、更なる普及に向けた技術を確立。
- ・国内外の先進林業機械の改良と評価・分析、伐採木の径大径化や木質バイオマス需要の拡大等の変化に対応する林業機械の開発。
- ・国有林の多様な立地を活かし、ニーズに適した研修フィールドや技術を提供。

## (2) 人材の育成・確保等

### ①フォレスター等人材の育成

- ・森林・林業に関する技術者・技能者について、地域の森林づくりの全体像を示し森林所有者等への指導等を的確に実施するフォレスター、施業集約化に向け合意形成を図り森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を効率的に行える現場技能者(フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター等)を、その役割に応じて戦略的・体系的に育成。
- ・フォレスターの実践的な技術・理論、指導力等を確保するため、林業普及指導員資格試験を再構築した上でフォレスターの認定試験として位置づけることを検討
- ・新規就業者の確保・育成のため、ガイダンスの開催や就業体験等の実施、事業主によるOJTやOff-JTの計画的な実施を支援。
- ・国有林のフィールド、技術力を活用したフォレスター等の人材育成。
- ・国、地方公共団体、大学等の教育機関と連携した人材育成体制の構築。
- ・林業研究グループ等については、人材育成における自己研鑽、後継者の確保や技術普及の場として研修等の活動の推進。
- ・女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化、高齢林業者の活動等の促進。

### ②雇用管理の改善

- ・社会・労働保険、退職金共済制度への加入状況の把握と加入促進のための普及・啓発。
- ・関係省と連携を図りつつ、雇用管理チェックリスト等を作成・配付し、能力に応じた林業就業者の昇進・昇格モデルの提示。

### ③労働安全衛生の向上

- ・フォレストワーカー研修による安全な伐木技術の習得など就業者の技能の向上、効率的かつ安定的な林業経営の育成を通じた雇用管理能力の向上、これらに取り組む意欲と能力を有する林業事業者が森林整備を担い得るよう環境の整備など総合的な労働災害防止対策を推進。
- ・労働安全衛生改善対策セミナー、林業事業者への安全巡回指導等の充実。

## (3) 林業災害による損失の補てん

- ・災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等の施策を講ずる。
- ・森林保険特別会計については、平成22年10月の行政刷新会議において、「廃止(国以外の主体への移管。早急に、移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持)」と評価されたことを踏まえ、具体的な検討を実施。

### 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

#### (1) 効率的な加工・流通体制の整備

##### ①原木の安定供給体制の整備

- ・全国で原木の安定供給体制を構築するため、新生産システムの成果を踏まえつつ、関係者間の合意形成、協定締結、中間土場、集出荷施設などの仕分け・選木機能、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化を民有林・国有林の連携を図りながら推進
- ・木材の利用・流通に関するコーディネートを担う人材の育成の推進。
- ・原木の低コスト搬出と安定的な供給体制の定着には素材生産の効率的な作業が課題であり、国・公有林と私有林との連携により団地化を行いロットをまとめて搬出。

##### ②加工・流通体制の整備

- ・住宅メーカー等の大口需要者へ品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる加工体制の構築を図るため、地域における森林資源、施設の整備状況や工場の規模等を踏まえつつ、単独の工場による大規模化、複数工場の連携による大規模化などによる地域の木材加工体制の整備やJASの普及、乾燥及び強度性能の明確化等の取組を推進。
- ・従来、輸入材を主として利用してきた製材・合板工場等による国産材への原料転換を促進、国産原料に対応した加工技術等の開発。
- ・木材チップの総合的な利用拡大に向けた効率的な供給体制づくり。

#### (2) 木材利用の拡大

##### ①公共建築物

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の実効性を確保するため、低層の公共建築物の原則全て木造化、内装等の木質化の推進、備品・消耗品への木材利用等に国が率先して取り組むとともに、都道府県・市町村方針の策定を推進。
- ・民間事業者を含め、公共建築物等における地域材利用に対する支援の充実や公共建築物における木材の利用促進に関する研究、技術の開発及び普及を推進。

##### ②住宅、土木用資材等

- ・木材の地産地消による住宅への木材利用を図る観点から、地域ごとの森林所有者、製材・合板工場、工務店等の連携による消費者のニーズに対応した顔の見える木材での家づくりを推進。
- ・身近に木材に触れられる部分への木材利用を図るため、内装材やリフォーム分野における木材利用を推進。
- ・新設住宅着工戸数の減少を念頭におくと、今後住宅リフォーム分野や大型の商業建築物等住宅以外の建築分野への木材利用の推進が重要。このため、耐火部材や土木用資材等への地域材利用のための技術開発と普及、省エネ化や長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及、木材の耐久・劣化対策を推進。
- ・木造建築への木材利用を進めるため、木造設計や木材利用に取り組みやすい環境整備を図ることにより、木造建築にかかわる人材の育成を推進。
- ・アカネ材をはじめとした虫害材の利用拡大に向けた取組を推進。

|  |  |
|--|--|
| <p>③木質バイオマスの総合的利用</p> <p>④木材等の輸出促進</p> <p>(3) 震災復興に向けた取組</p> <p>(4) 消費者等の理解の醸成</p> <p>(5) 林産物の輸入に関する措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国木材需要量の半分近くを占めるものの自給率の低いパルプ・チップ用材における国産材の利用拡大を図るため、林地に放置され未利用となっている間伐材や里山林等の広葉樹資源を効率的に収集・運搬する体制の構築や木質バイオマスの総合的利用を推進。</li> <li>・パーティクルボード等の木質系材料としての利用を推進するとともに、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に向けて、カスケード利用を基本としつつ石炭火力発電所における混合利用、チップ・ペレット・薪等の木質バイオマスボイラーによる熱利用の推進、都市部におけるペレットストーブの普及等のエネルギー利用を推進。</li> <li>・クレジットの活用等により、木質バイオマス利用に対するインセンティブを付与するとともに、木質バイオマス燃料の低コスト生産のための技術開発、木質バイオマス由来のプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発の推進。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ・ヒノキ等の国産材を利用した付加価値の高い製品の輸出を中国・韓国を中心に拡大していくため、国産材の認知度の向上を含め、現地でのPR活動を強化。</li> <li>・輸出先国の規格・規制への対応、輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、輸出先国の商慣行の情報収集・提供、輸出先国での宣伝普及体制の整備。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の復興、資材の供給、価格の安定など（P）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材、とりわけ国産材製品の良さに対する国民の理解を一層醸成することにより、国産材製品の大幅な需要拡大につなげるため、木づかい運動を拡大。</li> <li>・消費者の環境貢献意識を高める商品（森林整備への寄付金付き等）やマーケティング手法（木材利用ポイント制度等）の開発、木材製品の環境貢献度（カーボンフットプリント、炭素貯蔵等）を評価・表示する「見える化」の推進、NPOや企業のネットワーク化。</li> <li>・木の良さや利用の意義を学ぶ木育の実践的な活動への支援を関係府省とも連携しつつ推進。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO交渉や包括的経済連携交渉に当たっては、中国における木材需要の増大をはじめ世界の木材需給が不透明感を増していること等を踏まえつつ、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易が確保されるとともに、国内林業・木材産業や森林・林業の再生に大きな影響を与えないことを旨として対処。</li> </ul> |
|--|--|

#### 4 国有林野の管理及び経営に関する施策

##### (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

- ・国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国民生活の安全・安心に重要な役割
- ・森林に対する国民の期待や要請が高まる中、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要。
- ・今後は、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務は区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計へ移行。

- ・流域全体の視点に立った効果的・効率的な治山事業の展開等による国土の保全。
- ・多様で健全な森林整備を通じた地球温暖化防止への積極的な貢献。
- ・原生的な森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林における「保護林」や「緑の回廊」の設定及びその適切な保全・管理、人工林の間伐や針広混交林化、長伐期化等適切な森林施業の実施による林分構造の多様性の確保等を通じた生物多様性の保全。
- ・野生鳥獣被害の防除、劣化した植生の回復等による優れた自然環境を有する天然生林の保全・管理。

##### (2) 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

- ・丈夫で簡易な路網整備の加速化を図りつつ、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムによる搬出間伐を率先して実施。
- ・国有林の有するフィールド、技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発普及。
- ・民有林と連携した国産材の安定供給体制づくりの構築と利用の拡大。
- ・民有林からの供給が期待しにくい樹種や大径長尺材、文化財修復資材等を含む林産物の持続的かつ計画的な供給。
- ・急激な木材価格の変動時に、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとしての機能を発揮。

##### (3) 国民の森林としての管理経営

- ・双方向の情報受発信に努め、国民の期待や要請に適切に対応。
- ・国民による国有林野の保健、文化、教育的利用を推進。
- ・教育機関、自治体、NPO等、多様な主体と連携し、森林・林業体験活動へのフィールドの提供、情報提供、技術指導等を通じた森林環境教育を推進。
- ・企業等による森林づくり活動や、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承等に貢献するための国民参加の森林づくりの推進。
- ・NPO等との連携による希少種の保護や植生の復元等生物多様性の保全や自然再生の推進。

#### 5 団体の再編整備に関する施策

##### 森林組合系統組織の改革の促進

- ・森林組合は、地域の森林管理、施業集約化の担い手として重要な役割を果たすことが期待。
- ・経営環境が厳しさを増すとともに、業務運営のあり方について員外利用のあり方や経営の効率化・透明性について課題が提起。
- ・施業集約化・合意形成・森林経営計画の作成を最優先の業務として位置づけた森林組合系統運動方針の実行性を確保するとともに、森林組合が施業集約化等に最優先で取り組んでいることをチェックする仕組み・ルールを検討・導入。
- ・森林組合の経営の透明性確保のため、決算書類の見直しや情報開示について検討・導入。
- ・森林組合の合併や経営基盤の強化を推進。
- ・内部牽制機能の確保や法令等遵守(コンプライアンス)意識の徹底のための取組強化に向けて指導。

**第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

(1) 官民一体となった施策の総合的な推進

(2) 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

(3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用

・森林及び林業に関する施策の推進に当たっては、国はもとより、地方公共団体、森林所有者、森林組合等の林業事業者、木材産業など、民有林と国有林を通じた川上から川下までの「流域」における様々な関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要。

・国民の声の把握。  
・科学的・客観的な分析。  
・施策の進捗管理と政策評価の適切な活用。

・目的に応じた施策の選択と集中、様々な観点からのコスト縮減による効果的な施策の実施。